

令和3年度

臨時總會議案書

日 時 : 令和4年3月28日(月) 13:30～
場 所 : 東京第一ホテル松山 2階コスモシルバー
(松山市南堀端町6-16)

公益社団法人 愛媛県畜産協会

目 次

1. 臨時総会次第	P 1
2. 臨時総会に対する代表理事の提出書(議案)	P 2
第1号議案 令和4年度 事業計画(案)及び 収支予算(案)の承認に関する件	P 3
(1) 基本方針(案) 基本方針(案)	P 4
(2) 事業方針(案) 事業体系図	P 5
事業別実施計画	P 6~12
収支予算書 正味財産増減予算総括表	P 13~15
収支予算書総括表	P 16~18
会員の状況	P 19
役員の状況	P 20
職員の状況	P 21
畜産コンサルタント団員の状況	P 22
第2号議案 令和4年度 会員会費賦課金徴収方法(案) の決定に関する件	P 23~25
第3号議案 令和4年度 事業資金等預入先金融機関(案) の決定に関する件	P 26
第4号議案 令和4年度 運用資金借入金最高限度額(案) 借入条件及び借入先金融機関(案)の決定に関する件	P 26
第5号議案 令和4年度 役員報酬の支出額(案)に関する件	P 27
第6号議案 付帯決議(案)に関する件	P 27

次 第

1. 開 会

2. 代表理事挨拶

3. 来賓紹介

4. 議長選任

5. 議事録署名人の指名並びに書記の任命

6. 臨時総会に対する代表理事の提出書（議案書）

〔議 案〕

第1号議案 令和4年度 事業計画(案)及び収支予算(案)の承認に関する件

第2号議案 令和4年度 会員会費賦課金徴収方法(案)の決定に関する件

第3号議案 令和4年度 事業資金等預入先金融機関(案)の決定に関する件

第4号議案 令和4年度 運用資金借入金最高限度額(案)
借入条件及び借入先金融機関(案)の決定に関する件

第5号議案 令和4年度 役員報酬の支出額(案)に関する件

第6号議案 付帯決議(案)に関する件

7. 議長退任挨拶

8. 閉 会

臨時総会に対する代表理事の提出書

臨時総会にあたり、下記議案を提出します。

記

- 第1号議案 令和4年度 事業計画(案)及び収支予算(案)の承認に関する件
- 第2号議案 令和4年度 会員会費賦課金徴収方法(案)の決定に関する件
- 第3号議案 令和4年度 事業資金等預入先金融機関(案)の決定に関する件
- 第4号議案 令和4年度 運用資金借入金最高限度額(案)
借入条件及び借入先金融機関(案)の決定に関する件
- 第5号議案 令和4年度 役員報酬の支出額(案)に関する件
- 第6号議案 付帯決議(案)に関する件

令和4年3月28日

公益社団法人愛媛県畜産協会

代表理事 西本満俊

第1号議案

令和4年度 事業計画(案)及び収支予算(案)の承認に関する件

令和4年度

事業計画書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

I. 基本方針(案)

II. 事業方針(案)

1. 事業体系図

2. 事業別実施計画

3. 収支予算

(正味財産増減予算総括表)

(収支予算書総括表)

4. 会員の状況

5. 役員の状況

6. 職員の状況

7. 畜産コンサルタント団員の状況

I. 基本方針（案）

県下の畜産農家戸数は、令和3年2月現在で389戸（酪農家・肉牛農家・養豚農家・採卵鶏農家・肉養鶏農家）であり、安全・安心な畜産物の供給と健全な生産活動に努め、地域経済の発展や食生活および食文化の向上に貢献しているところです。

こうした生産活動により、令和元年度の県内農業産出額1,207億円のうち畜産における産出額は249億円と全体の20.6%を占め、果実に次ぐ地域農業の基幹作物としての地位を確立しています。

ところで、最近の県内の畜産を巡る情勢は、飼料価格の高騰が大きな懸念要因となっています。全畜種で給与される配合飼料は、原材料価格の上昇を受け、令和2年度10-12月期から価格が高騰し、「配合飼料価格安定制度」による補填が4期連続で発動されるなど、畜産経営にとって大きな不安材料となっています。また、粗飼料の輸入乾牧草価格も令和3年より高騰を続け、酪農および肉用牛経営にとっては、配合飼料と粗飼料のダブルの価格高騰により、その経営環境は厳しさを増しています。

一方、家畜衛生面では、高病原性鳥インフルエンザが今シーズンも全国各地で発生しており、ついには本県においても年末年始にかけて3か所の採卵鶏農場において発生し、約36万羽の採卵鶏が殺処分されるなど甚大な被害が出ました。また、豚熱は、令和3年7月に兵庫県淡路島において豚熱に感染した野生イノシシが摘発されたことを受け、四国4県が豚熱ワクチン接種推奨地域に設定されたことから、県内においてもワクチン接種が行われているところです。これらのことから、家畜伝染病予防法に基づく家畜飼養衛生管理基準の遵守・徹底など農場の防疫衛生対策をさらに強化していくことが重要となっています。

このような生産環境のもと、当協会では生産振興、経営支援および家畜衛生等に関する一元的支援・指導体制のもと、国、県をはじめ関係機関・団体等と一層の連携を図り、畜産経営安定のための家畜及び畜産物に係る価格差補填事業や肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく生産者補給金の交付に係る事業並びにこれらに付帯する事業、畜産の生産振興及び畜産経営体に対する経営技術の指導に関する事業、家畜の伝染性疾病の予防及び衛生に関する事業、総合畜産共進会や家畜登録による家畜改良の促進などに積極的に取り組み、本県畜産の発展を図るとともに、良質な畜産物の生産と安定供給に貢献し、畜産の振興に寄与していきます。

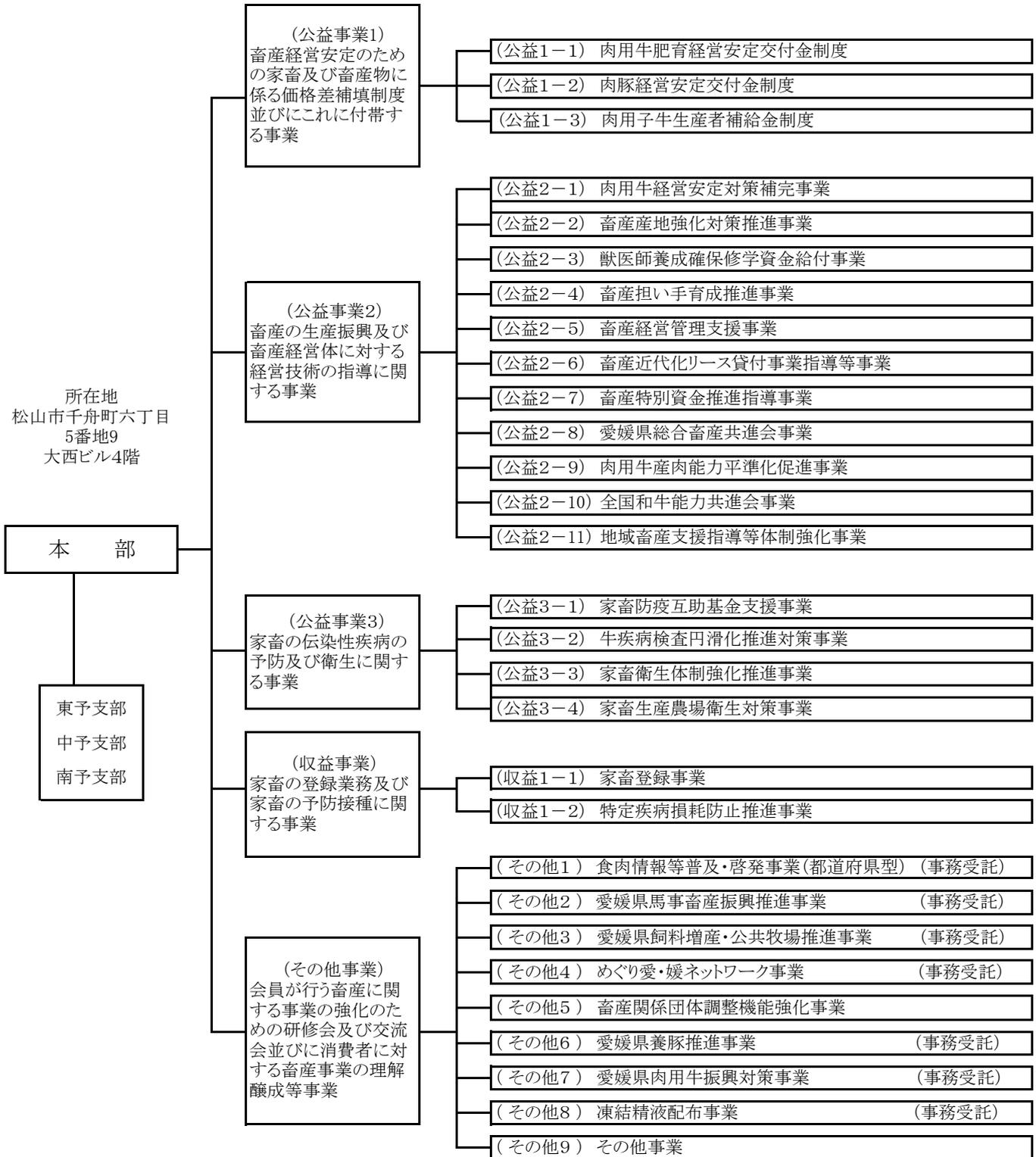
また、協会運営において、多様化・高度化する畜産農家の期待に応えるための人材を育成しつつ、協会業務の的確で効率的な業務の実施に努めてまいります。

最後に、令和4年10月には、5年に一度の全国和牛能力共進会が鹿児島県で開催されることから、関係機関等と連携しながら、出品牛の上位入賞を目指し取り組んでいくこととしています。

Ⅱ. 事業方針 (案)

令和4年4月1日

1. 事業体系図 (29事業)



2. 事業別実施計画

【公益事業1】

畜産経営安定のための家畜及び畜産物に係る価格差補填制度

並びにこれに付帯する事業

1. 肉用牛肥育経営安定交付金制度（農畜産業振興機構・愛媛県）

肉用牛肥育経営は枝肉価格の低下、また素牛・配合飼料価格の高騰等に伴う生産コストの上昇等により収益性が低下するが、標準的販売価格が標準生産費を下回った場合、肉用牛生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付することにより肉用牛肥育経営の安定的発展を図る。

- (1) 令和4年4月1日より第2事業対象年間(R4~R7)開始
- (2) 契約戸数 59戸
- (3) 基金造成計画頭数 4,200頭
(内訳) 肉専用種 1,700頭、交雑種 1,700頭、乳用種 800頭

2. 肉豚経営安定交付金制度（農畜産業振興機構、愛媛県）

養豚経営は、豚枝肉価格の低下、配合飼料価格の高騰等に伴う生産コストの上昇等により収益性が低下するが、標準的販売価格が標準生産費を下回った場合、肉豚生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付することにより養豚経営の安定的発展を図る。

- (1) 契約戸数 53戸 (2) 契約頭数 371,000頭

3. 肉用子牛生産者補給金制度（農畜産業振興機構、愛媛県）

牛肉の輸入自由化・TPP等の影響により肉用子牛価格が低落した場合、生産者補給金を交付し育成経営及び繁殖経営の再生産を確保するとともに、肉用子牛の安定的発展を図る。

- (1) 肉用子牛生産者補給金制度（農畜産業振興機構、愛媛県）
肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付し肉用子牛生産農家の経営安定を図る。
 - ① 契約戸数 125戸
 - ② 個体登録計画頭数 4,000頭（1月～12月分）
(内訳) 黒毛和種 1,400頭、交雑種 1,560頭、乳用種 1,000頭
褐毛和種 40頭
- (2) 肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業（農畜産業振興機構）
肉用子牛生産者補給金制度の適正な執行に資するための事務費補助金

(3) 指定協会運営体制支援事業（農畜産業振興機構）

肉用子牛生産者補給金制度の円滑な実施体制を確保するため、協会の運営体制を強化するための人件費補助金

【公益事業2】

畜産の生産振興及び畜産経営体に対する経営技術の指導に関する事業

1. 肉用牛経営安定対策補完事業（農畜産業振興機構）

肉用牛生産基盤の強化を図るため、中核担い手育成増頭推進や高齢化等に対処する肉用牛ヘルパー活動を推進し、繁殖基盤の維持を図る。

- (1) 中核的担い手育成増頭推進 参加農協等 2 団体 20 頭
- (2) 肉用牛ヘルパー推進 参加組合 1 団体

2. 畜産産地強化対策推進事業（中央畜産会）

国際化の進展等に伴い、内外における産地間競争は一層厳しさを増すものと考えられ、一層の生産コストの削減や畜産物の品質向上等に努め、畜産・酪農経営の経営体質や競争力の強化を図ることが重要な課題となっている。

このため、県、畜産クラスター協議会など県内生産集団等との有機的な連携の下に、必要な施設等の整備と併せて、省力化機械の導入、整備等を推進し、畜産産地の強化に資する。

(1) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（中央畜産会受託事業）

施設整備等を担う県等と緊密な連携の下に、畜産クラスター協議会構成員が収益力向上のために計画的に導入する機械の整備等に対し助言・指導等を実施する。

(2) 畜産経営体生産性向上対策事業（中央畜産会受託事業）

施設整備等を担う県等と緊密な連携の下に、酪農家や肉用牛農家の労働負担軽減・省力化に資するロボットや ICT 関連機械装置等の導入に対し助言・指導等を実施する。

(3) 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（中央畜産会受託事業）

施設整備等を担う県等と緊密な連携の下に、楽酪応援会議構成員の労働負担軽減に資する省力化機械装置の導入と一体的な施設整備等に対し助言・指導等を実施する。

3. 獣医師養成確保修学資金給付事業（農林水産省、愛媛県）

近年、産業動物診療獣医師や地方公務員獣医師の確保が困難な状況にある。一方、CSF（豚熱）、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病性疾病

の発生等により、産業動物診療獣医師や家畜防疫員への評価の増大と要員確保の必要性が高まっていることから、獣医系大学生に対する修学資金給付事業を実施することにより有能な獣医師を安定的に確保し、愛媛県における家畜防疫指導体制の強化を図る。

令和4年度計画：修学資金給付者8名、給付修学資金15,360,000円

4. 畜産担い手育成推進事業（愛媛県）

県関係機関団体等による支援指導体制を整備し、高度化する畜産経営・生産技術に対応した支援指導を行い、畜産経営をめぐる情勢の変化に即応しうる経営感覚に優れた生産性の高い畜産経営体を育成する。

令和4年度計画：肉用牛5件、養豚2件

また、県内の畜産農家の収益性を高めるため、地域ぐるみで取り組む「畜産クラスター」づくりに対する課題の検討、支援指導等を行うことにより、本県の畜産の生産基盤強化に資する。

5. 畜産経営管理支援事業

自立経営を目指した畜産経営体の育成強化を促進するとともに、さらなる支援指導の強化と多様化する情報サービス等に対応する。

特に、会計管理ソフトと技術分析ソフトの両方を活用して、畜産経営体および農協等の指導者に対し経営管理能力に応じた指導を行う。

令和4年度計画：肉用牛5件、養豚2件、養鶏2件

6. 畜産近代化リース貸付事業指導等事業（畜産近代化リース協会）

協会より貸付を受けた9戸13施設の確認及び管理状況について調査・指導を行い、リース事業の啓蒙普及に努める。

令和4年度計画9戸、借入13基、取得価格23,363,640円

7. 畜産特別資金推進指導事業（中央畜産会）

資金借入後の経営計画達成を図るため、畜産特別資金借受者について計画作成指導、計画達成指導、現地指導及び経営内容の調査、分析並びに効果の判定を行い、借入金の効果的活用と経営の健全化に努める。

令和4年度畜種別借入者：酪農1戸、肉用牛1戸、養豚1戸

8. 愛媛県総合畜産共進会事業（愛媛県、全農愛媛県本部、県酪連、県農済）

愛媛県及び関係団体と連携し、本県の家畜改良の成果を確認するため、「愛媛県総合畜産共進会」を開催し、生産者並びに一般消費者の畜産に対する認識を深め、畜産物の安全・安心等普及啓蒙に努める。

出品計画：肉牛200頭、肉豚1,000頭、肉用種種牛60頭、乳用種牛100頭、

鶏卵 20 戸、乳質改善 100 戸、サレジ[®] 50 戸、交雑乳用種牛 11 頭

9. 肉用牛産肉能力平準化促進事業（家畜改良事業団）

市場性の高い和牛づくりを推進するため、適正交配や優良精液の積極的な導入による改良と、選抜淘汰による世代交代を促進する必要がある。本県は、和牛精液供給を家畜改良事業団に高く依存していることから、優れた遺伝的能力と血統的特徴を有する種雄牛選抜に際し、調整交配の実施及び子牛の生産状況調査等を通じて、農協、委託農家と連携して調査牛の確保に努める。

計画調整交配頭数 24 頭(前期分 12 頭、後期分 12 頭)

10. 全国和牛能力共進会事業（愛媛県、全国和牛登録協会）

和牛の能力と斉一性の向上を目的に、日常の家畜登録事業を通じた改良成果の確認の場として、本年開催される第 12 回全国和牛能力共進会鹿児島大会に向け、県出品対策推進委員会で出品候補牛の発育調査等を通じて出品牛を選定し参加することで、本県和牛の改良増進を図る。

出品計画：種牛の部(第 2 区若雌の 1) 1 頭
肉牛の部(第 8 区去勢肥育牛) 2 頭

11. 地域畜産支援指導等体制強化事業（地方競馬全国協会）

畜産の担い手育成・確保・増強に向けた体制強化、地域畜産に対する理解醸成等関連公益活動の体制強化、地域畜産の活性化推進体制の強化、畜産普及啓発の推進体制の強化を図る。

【公益事業 3】

家畜の伝染性疾病の予防及び衛生に関する事業

1. 家畜防疫互助基金支援事業（中央畜産会）

口蹄疫、CSF（豚熱）等の悪性伝染病が発生した場合に備え、発生農場が経営再開までに必要な経費等を生産者が相互に支援するための仕組みについて、その趣旨、事業の内容等の周知徹底に努め、愛媛県内の防疫措置の円滑化及び異常発見時の早期の届出に資する。

令和 4 年度契約農家：牛 198 戸、養豚 52 戸

2. 牛疾病検査円滑化推進対策事業（農林水産省・愛媛県）

牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）の浸潤状況の的確な把握を通じた効果的な BSE 対策の実施を目的として、乳用・肉用牛飼養農家で発生した

96 カ月齢以上の死亡牛の発生場所から化製場等までの適正な管理・輸送の促進及び適正な処理に係る経費を支援する。

また、死亡牛検査採材助務業務事業により、死亡牛の検査採材助務並びに搬入搬出及び適正な保管等を支援する。

令和4年度計画：死亡牛補助対象頭数 60頭

3. 家畜衛生体制強化推進事業（中央畜産会）

家畜伝染病予防法に基づく「家畜飼養衛生管理基準」の遵守等家畜衛生体制を整備強化して、家畜の生産性向上を図るとともに、安全・安心な畜産物の提供に資する。

(1) 家畜防疫・衛生指導対策事業

家畜伝染病の発生予防、まん延防止等を確実にかつ効率的なものとするため、地域における自衛防疫活動を推進すること、並びに家畜畜産物の安全性を確保するうえで重要な農場 HACCP 認証に必要な取組を推進することとし、もって畜産の振興に資する。

(2) 馬伝染性疾病防疫推進対策事業

地域における自主防疫活動の強化を図るため、競走馬以外の乗用馬等に対する馬インフルエンザのワクチン接種の推進を図る。

(3) 野生獣衛生推進体制促進事業

地域において家畜衛生関係者を中心とした野生獣被害の情報発信体制を構築、推進するとともに、野生獣被害の主となるイノシシ及びシカについての衛生実態を把握し、畜産農家等の飼養衛生管理に対する意識の向上を図り、野生獣衛生対策の推進を図る。

4. 家畜生産農場衛生対策事業（農林水産省）

家畜の伝染性疾病の発生・流行防止対策を推進し、家畜の損耗防止を図りながら本県畜産の健全な発展に資する。

令和4年度事業計画

(1) 疾病清浄化支援対策

牛白血病の感染拡大防止対策として公共育成牧場を対象に忌避・駆除対策の支援。

(2) 農場飼養衛生管理強化対策・疾病流行防止支援対策

吸血昆虫媒介疾病の予防を目的としたワクチン接種の推進

【収益事業】

家畜の登録業務及び家畜の予防接種に関する事業

1. 家畜登録事業

本県の和牛改良増殖を促進するため、厳正な登録事業を実施するとともに、適正交配、育種価を用いた選抜淘汰等の指導を行う。

和牛：子牛登記 1,200 頭、登録 200 頭（4～3月）

2. 特定疾病損耗防止推進事業

県内の畜産経営体の飼育する大家畜、中家畜の生産性を阻害する各種伝染性疾病のうち、予防接種によりその発生・まん延が防止できるものに対して有償にて予防接種を行い、本県畜産の健全な発展に資する。

【その他事業】

会員が行う畜産に関する事業の強化のための研修会及び

交流会並びに消費者に対する畜産事業の理解醸成等事業

1. 食肉情報等普及・啓発事業（愛媛県食肉消費対策協議会事務受託）

（日本食肉協議会）

愛媛県内で開催される農業祭等の4催事に出席し、消費者に対し「県内産食肉は安心・安全」に関する情報知識をアンケートやパネル展示・パンフレット等の配布により提供し、県産和牛肉試食を通じてその普及啓発を図る。

- (1) 四国中央紙まつり 8月 四国中央市栄町ふれあい会場
- (2) えひめ・まつやま産業まつり 11月2日間 松山市ふれあい広場
- (3) 西条市産業祭 11月 西条市西条農業高校内
- (4) 宇和島市産業まつり 2月 宇和島市きさいやロード一帯

2. 愛媛県馬事畜産振興推進事業（愛媛県馬事畜産振興推進協議会事務受託）

（地方競馬全国協会）

地方競馬全国協会が実施する畜産振興事業の円滑な推進を図るとともに、地方競馬並びに畜産・畜産物に対する認識を深める催し等の開催を畜産団体等が連携して効果的に推進するため、地方競馬（高知競馬場）での研修や協議会長及び愛媛県知事の冠レース「愛媛県いしづち特別競走」の開催を計画する。

実施日：11～12月・研修人数：40名程度、また、四国馬事畜産振興協議会と連携して高知競馬場でのイベントを実施する。実施日：3月上旬

3. 愛媛県飼料増産・公共牧場推進事業

（愛媛県飼料増産・公共牧場推進協議会事務受託）

国営草地開発事業などにより開発された公共牧場の効率的な指導を図るとと

もに管理者相互の緊密な連携のもと、除草剤の一斉防除(2か所各2回)の実施、草地の管理と自給飼料の生産・利用拡大に繋げるため研修会等を開催し、飼料増産に係る指導と調整に努めるとともに、各種セミナー等への開催案内に努める。

4. めぐり愛・媛ネットワーク事業(めぐり愛・媛ネットワーク事務受託)

愛媛県の畜産に携わる女性が飼養畜種の垣根を越えて集い、消費者との交流や子供たちへの食育等を通じて畜産への理解を深め、一層魅力ある畜産の実現を目指す。

5. 畜産関係団体調整機能強化事業(中央畜産会)

県内の畜産に携わる女性ネットワークの支援や後継者の連携・組織化等の強化を図る。

6. 愛媛県養豚推進事業(愛媛県養豚協議会事務受託)

養豚経営の活性化に関する活動等を通じて県下の養豚振興に寄与するため協議会の事務を受託し、養豚農家組織の活性化に努める。

7. 愛媛県肉用牛振興対策事業(愛媛県肉用牛振興協議会事務受託)

肉用牛経営の活性化に関する活動等を通じて県下の肉用牛振興に寄与するため、協議会の事務を受託し肉用牛農家組織の活性化に努める。

主な内容は、青年部会「伊予うし若人会」が開催する研修会において、農場視察、優良事例、話題提供等知識の修得に努め、担い手の育成強化を図るとともに、地域の垣根を超えた交流を深め、一層の経営・技術の向上及び情報の共有を図る。

8. 凍結精液配布事業(愛媛県家畜人工授精師協会事務受託)

県内で使用する凍結精液等の注文を取りまとめ家畜改良事業団へ発注するとともに、各支部への配布を行う。

また、会員相互の研鑽を図るため研修会を実施する。

9. その他事業

(1) 高病原性鳥インフルエンザ緊急対策事業(愛媛県受託)

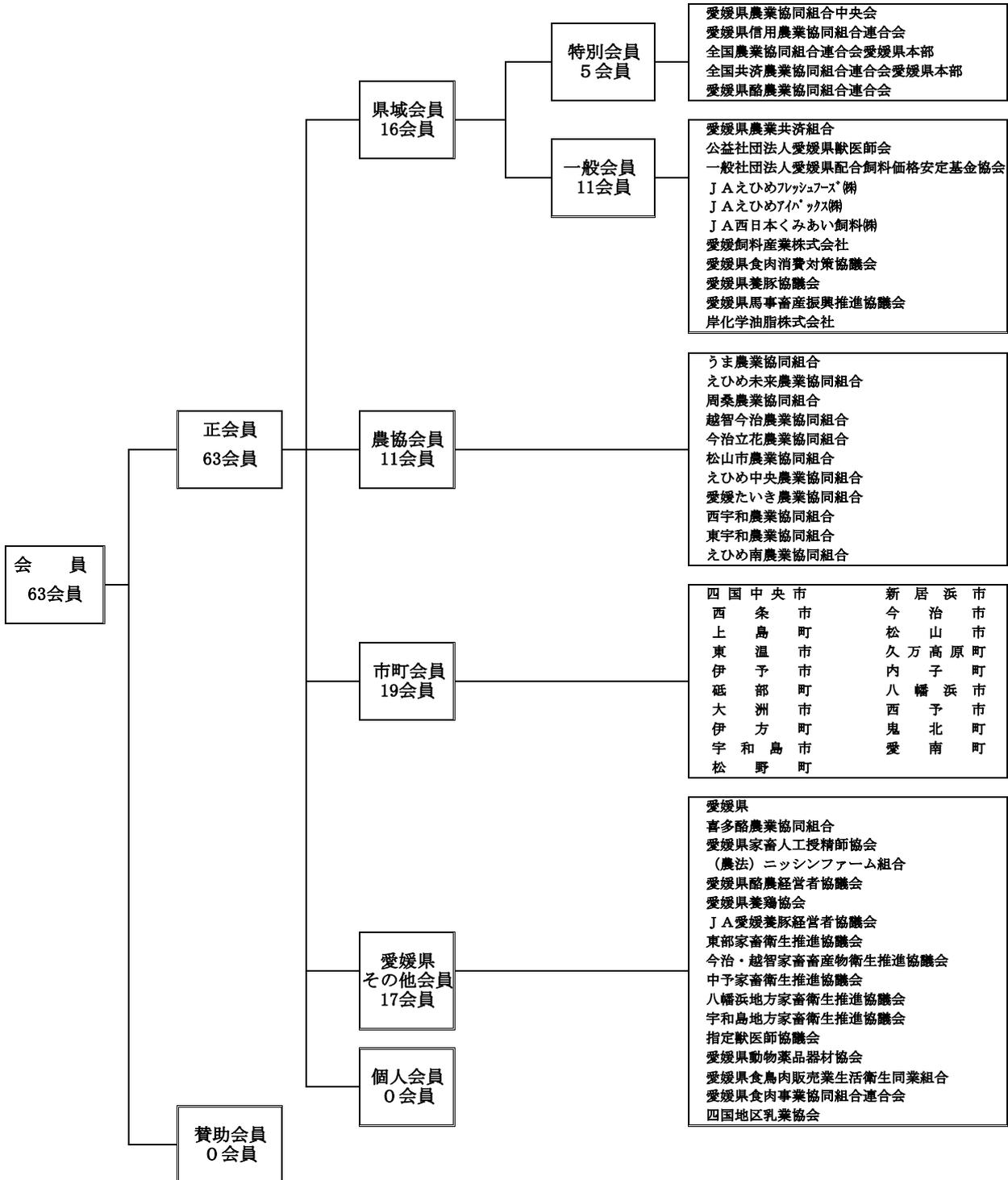
県内での高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、県の委託により農家相談窓口を設置するとともに、県産鶏卵肉の消費拡大を図る。また、防疫作業で機能低下した施設の復旧を支援し、経営再開のための復旧対策を実施する。

(2) 中央団体等が実施する事業で、必要に応じ簡易な事務を行う。

4. 会員の状況 (正会員63団体)

(内訳 県域会員16、農協会員11、市町会員19、愛媛県、その他会員16)

令和4年4月1日



5. 役員の状況

令和4年3月31日

役員区分		氏名	構成団体役職名
1	代表理事会長	西本満俊	愛媛県農業協同組合中央会会長
2	副会長	馬越史朗	愛媛県農林水産部長
3	副会長	菅野幸雄	全国農業協同組合連合会愛媛県本部運営委員会会長
4	副会長	河野仁	愛媛県酪農業協同組合連合会代表理事会長
5	理事	佐伯拓三	学識経験者(獣医師)
6	理事	阿部和孝	愛媛県信用農業協同組合連合会経営管理委員会会長
7	理事	赤松泰伸	愛媛県農業共済組合組合長理事
8	理事	兵頭仁志	全国農業協同組合連合会愛媛県本部運営委員会副会長
9	理事	管家一夫	西予市市長
10	理事	大城一郎	八幡浜地方家畜衛生推進協議会会長(八幡浜市市長)
11	理事	武智邦典	愛媛県市長会会長(伊予市市長)
12	理事	佐川秀紀	愛媛県町村会会長(砥部町町長)
13	理事	桑田誠	越智今治農業協同組合経営管理委員会会長
14	理事	菊地秀明	愛媛たいき農業協同組合代表理事組合長
15	理事	石野満章	東宇和農業協同組合代表理事専務
16	理事	関岡光昭	全国農業協同組合連合会愛媛県本部県本部長
17	理事	宮内圭三	愛媛県配合飼料価格安定基金協会理事長
1	監事	上甲卓浩	全国共済農業協同組合連合会愛媛県本部本部長
2	監事	戒能豪	公益社団法人愛媛県獣医師会会長
3	監事	山内実	税理士

第 2 号議案

令和 4 年度会員会費賦課金徴収方法(案)の決定に関する件

令和 3 年度から令和 5 年度の会員会費賦課金額は、会員会費賦課基準書(平成 22 年施行平成 25 年一部改定)に基づき、令和 2 年度臨時総会で決議承認済である。

会員会費賦課金徴収方法

1. 会費が 200,000 円以下の団体は、令和 4 年 6 月末の一括徴収とする。
2. 会費が 200,000 円を超える団体は令和 4 年 6 月末および 10 月末の 2 回に分けてそれぞれ 2 分の 1 を分割徴収する。

【参考】

会員会費賦課算定基準(令和 3 年度～ 5 年度)

1. 県域会員 (16 会員) の会費賦課総額は、8,952,000 円 (表 1) とする。
2. 農協会員 (11 会員) の会費賦課総額は、1,466,000 円 (表 2) とする。
 - (1) 算定基準は、会員均等割と畜産物取扱高割で算出とする。
 - ① 会員数均等割は 40% (586,000 円)
 - ② 畜産物取扱高割は 60% (880,000 円)
 - (2) 畜産物取扱高割は、直近の総会資料(令和元年度)を適用する。
 - (3) 合併等があった場合は、合算後を適用する。
3. 市町会員 (19 会員) の会費賦課総額は、1,691,000 円 (表 3) とする。
 - (1) 算定基準は、市町会員均等割、人口割、家畜飼養頭羽数割で算定とする。
 - ① 市町会員均等割は、1 会員 10,000 円の 190,000 円とする。
 - ② 人口割は、市町会員会費 1,501,000 円の 10%150,100 円とする。
 - ③ 家畜飼養頭羽数割は、1,501,000 円の 90%1,350,900 円とする。
 - (2) 人口割は、直近の「国勢調査」(平成 27 年度調査)、を適用する。
(令和 2 年度国政調査の年であるが、結果が算出に間に合わないため 27 年度を適用する。)
 - (3) 家畜飼養頭羽数割は、直近の愛媛県畜産課「家畜に関する統計」(平成 31 年 2 月 1 日)を適用する。

表1. 県域会員 (16 会員)

(単位：円)

会 員 名	会 費
愛 媛 県 農 業 協 同 組 合 中 央 会	100,000
愛 媛 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	1,176,000
全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会 愛 媛 県 本 部	4,716,000
全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会 愛 媛 県 本 部	700,000
愛 媛 県 酪 農 業 協 同 組 合 連 合 会	800,000
愛 媛 県 農 業 共 済 組 合	70,000
(公 社) 愛 媛 県 獣 医 師 会	70,000
(一 社) 愛 媛 県 配 合 飼 料 価 格 安 定 基 金 協 会	70,000
J A え ひ め フ レ ッ シ ュ フ ー ズ 株 式 会 社	200,000
J A え ひ め ア イ パ ッ ク ス 株 式 会 社	200,000
J A 西 日 本 く み あ い 飼 料 株 式 会 社	200,000
愛 媛 飼 料 産 業 株 式 会 社	200,000
愛 媛 県 食 肉 消 費 対 策 協 議 会	100,000
愛 媛 県 養 豚 協 議 会	250,000
愛 媛 県 馬 事 畜 産 振 興 推 進 協 議 会	50,000
岸 化 学 油 脂 株 式 会 社	50,000
合 計	8,952,000

表2 農協会員 (11 会員)

(単位：円)

農 協 名	会 費	農 協 名	会 費
うま農協	102,000	えひめ中央農協	82,000
えひめ未来農協	69,000	愛媛たいき農協	234,000
周桑農協	62,000	西宇和農協	53,000
越智今治農協	191,000	東宇和農協	445,000
今治立花農協	55,000	えひめ南農協	103,000
松山市農協	70,000		
		合 計	1,466,000

表3 市町会員 (19会員)

(単位:円)

市 町 村 名	会 費	市 町 村 名	会 費
四 国 中 央 市	1 1 2, 0 0 0	内 子 町	2 8, 0 0 0
新 居 浜 市	2 5, 0 0 0	大 洲 市	2 4 4, 0 0 0
西 条 市	2 1 6, 0 0 0	八 幡 浜 市	3 3, 0 0 0
今 治 市	1 9 6, 0 0 0	伊 方 町	3 0, 0 0 0
上 島 町	1 5, 0 0 0	西 予 市	3 3 2, 0 0 0
松 山 市	1 7 7, 0 0 0	宇 和 島 市	8 4, 0 0 0
東 温 市	4 0, 0 0 0	鬼 北 町	2 9, 0 0 0
伊 予 市	5 0, 0 0 0	松 野 町	1 1, 0 0 0
砥 部 町	3 5, 0 0 0	愛 南 町	1 7, 0 0 0
久 万 高 原 町	1 7, 0 0 0		
		合 計	1, 6 9 1, 0 0 0

第3号議案

令和4年度 事業資金等預入先金融機関(案)の決定に関する件

事業資金等預入先金融機関を下記のとおりとする。

- | | |
|-------------------|---------|
| 1. 愛媛県信用農業協同組合連合会 | 2. 伊予銀行 |
| 3. 愛媛銀行 | 4. 野村証券 |
| 5. 大和証券 | |

第4号議案

令和4年度 運用資金借入金最高限度額(案)

借入条件及び借入先金融機関(案)の決定に関する件

運用資金借入金最高限度額、借入条件及び借入先金融機関を下記のとおり定める。

1. 運用資金としての借入金最高限度額及び借入条件を次のとおりとする。

- | | |
|-----------|----------------------------|
| (1) 最高限度額 | : 10,000 千円 |
| (2) 借入期間 | : 1 か年以内 |
| (3) 利率 | : 年3%以内 |
| (4) 金融機関 | : 愛媛県信用農業協同組合連合会、伊予銀行、愛媛銀行 |

2. 肉用子牛補給金交付のための借入金の限度額を次のとおりとする。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 借入限度額 | : 150,000 千円 |
| (2) 借入期間 | : 8 か年以内 |
| (3) 利率 | : 無利子 4年据置き |
| (4) 借入先 | : (一社) 全国肉用牛振興基金協会 |
| (5) 借入方法 | : (一社) 全国肉用牛振興基金協会が実施する生産者積立金融資事業資金による借入 |

3. 都道府県協会運営資金融資事業の借入金の限度額を次のとおりとする。

- | | |
|----------|--|
| (1) 限度額 | : 10,000 千円 |
| (2) 期限 | : 6 か月以内 |
| (3) 利率 | : 無利子 |
| (4) 借入先 | : (一社) 全国肉用牛振興基金協会 |
| (5) 借入方法 | : (一社) 全国肉用牛振興基金協会が実施する都道府県協会運営資金融資事業資金による借入 |

第5号議案

令和4年度 役員報酬の支出額(案)に関する件

本年度の役員報酬は、500万円以内とする。

第6号議案

付帯決議(案)に関する件

この総会で議決された事項で、年次途中において行政機関等の指導により一部変更を要するに至ったとき、また、軽微な字句の修正については、議決の主旨に影響を及ぼさない範囲内でその処理を代表理事に一任する。